

令和5年農作業標準賃金

適用期間：令和5年12月31日まで

本表は、普通の農地についての『標準額』ですので、地域・その他実情等を考慮し、この額を基準にして両者協議のうえ、お決めください。

○作業賃金（1日当たり） ※8時間労働、賄いなしを原則

区	分	金 額	超過時間給
水 田	田植、除草	6,900円	1,070円
	稲刈、脱穀	6,900円	1,070円
	水田作業全般	6,900円	1,070円
果 樹	剪定	10,300円	1,600円
	袋かけ、摘果	6,900円	1,070円
	収穫	6,900円	1,070円
畑作全般		6,900円	1,070円

※令和4年10月5日より県最低賃金が853円/hとなったことを基準とする。

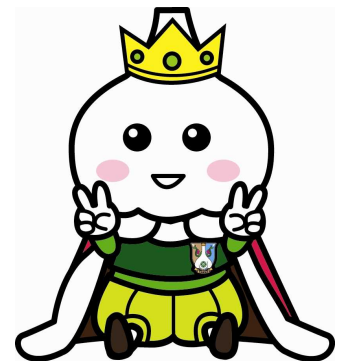
○作業機械（10a当たり） ※賄いなしを原則

区	分	金 額
水 田	耕起	5,500円
	代かき	6,000円
	田植機(苗別)	6,000円
	バインダー(紐別)	5,500円
	コンバイン(紐別)	13,000円
	乾燥機(生脱穀) 60Kg当たり	1,700円
	育苗箱(1枚)	700円
	畔塗り(1m)	30円
畑	耕起	5,500円
草 地	牧草刈取	2,000円
	反転1回	1,000円
	集草	1,000円
畑作業全般		5,500円

○区画整理田を標準とする。

○機械にはオペレーター等
1人付き。

○金額は、消費税を含む。



資源ごみ
雑紙収集